

「労働基準法施行規則別表第1の2第4号1に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件」の概要

1 趣旨

労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条第2項の規定に基づく業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）別表第1の2において具体的に定められている。

労基則別表第1の2第4号1は、化学物質等による疾病について、「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの」と定めており、その具体的内容は、「労働基準法施行規則別表第1の2第4号に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病」（平成8年3月29日労働省告示第33号。以下「告示」という。）において定められている。

業務上の疾病の範囲については、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、平成25年6月から、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において検討を行い、7月3日に「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、同報告書を踏まえ、労基則別表第1の2について所要の改正を行う。

2 改正の内容

17の化学物質と各物質に応じた症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病を、業務上疾病の範囲に追加する（追加する化学物質等については裏面参照。）。

3 施行期日

平成25年10月1日（予定）

4 参考

本改正と併せて、労基則別表第1の2において「厚生労働大臣が定めるもの」として別途定められている関連告示についても、所要の改正を行うこととしている。

化学物質（五十音順）	症状又は疾病
アジ化ナトリウム	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、前眼部障害、血圧降下又は気道障害
インジウム及びその化合物	肺障害
2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	皮膚障害
過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
グルタルアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害
テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害
N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害
二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害又は気道障害
ニッケル及びその化合物	皮膚障害
ヒドロキノン	皮膚障害
1-ブロモプロパン	末梢神経障害
2-ブロモプロパン	生殖機能障害
ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は意識喪失を伴う痙攣
ペルオキシ二硫酸アンモニウム	皮膚障害又は気道障害
ペルオキシ二硫酸カリウム	皮膚障害又は気道障害
ロジウム及びその化合物	皮膚障害又は気道障害